

秋田県条例第四十号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例（昭和三十二年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四号中「八人」を「七人」に改める。

第十五条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

1 この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この条例による改正後の秋田県議会委員会条例第十五条第一項の規定は適用せず、この条例による改正前の秋田県議会委員会条例第十五条第一項の規定は、なおその効力を有する。